

令和7年さぬき市議会第1回臨時会議案

令和7年1月14日提出

市長提出議案

議案第1号 令和6年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）について

議案第2号 さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第1号

令和6年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）について

令和6年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年1月14日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和6年度さぬき市一般会計補正予算  
( 第 8 号 )

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

## 令和6年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,097,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月14日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60. 県支出金		1,721,855	12,200	1,734,055
	10. 県補助金	600,061	12,200	612,261
75. 繰入金		4,151,512	404,800	4,556,312
	10. 基金繰入金	4,136,104	404,800	4,540,904
歳入	合 計	27,680,800	417,000	28,097,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 民生費		8,538,182	409,245	8,947,427
	5. 社会福祉費	4,902,250	312,667	5,214,917
	10. 児童福祉費	3,171,870	96,578	3,268,448
20. 衛生費		2,648,674	7,695	2,656,369
	5. 保健衛生費	1,138,053	7,695	1,145,748
50. 教育費		3,172,105	60	3,172,165
	20. 幼稚園費	363,434	60	363,494
歳出合計		27,680,800	417,000	28,097,800

# 一般会計補正予算（第8号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

2. 給与費明細書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
60. 県支出金	1,721,855	12,200	1,734,055
75. 繰入金	4,151,512	404,800	4,556,312
歳入合計	27,680,800	417,000	28,097,800

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
15. 民生費	8,538,182	409,245	8,947,427	12,200			397,045
20. 衛生費	2,648,674	7,695	2,656,369				7,695
50. 教育費	3,172,105	60	3,172,165				60
歳出合計	27,680,800	417,000	28,097,800	12,200			404,800

2. 歳入

(款) 60. 県支出金

(項) 10. 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10. 民生費県補助金	271,851	12,200	284,051	15. 児童福祉費補助金	12,200	ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金 12,200
計	600,061	12,200	612,261			

(款) 75. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

5. 財政調整基金繰入金	3,333,043	404,800	3,737,843	5. 財政調整基金繰入金	404,800	財政調整基金繰入金 404,800
計	4,136,104	404,800	4,540,904			

3. 歳出

(款) 15. 民生費

(項) 5. 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区分	金額			
				国県支出金	市債	その他						
5. 社会福祉総務費	1,112,461	303,427	1,415,888				303,427	10. 需用費	920	消耗品費 300 印刷製本費 620		
								11. 役員費	5,877	通信運搬費 2,467 郵送料 2,442 電話代 25 手数料 3,410 口座振込手数料 3,410		
										12. 委託料	8,630	委託料 8,630 物価高騰緊急支援給付金業務委託料 8,630
												18. 負担金、補助及び交付金
10. 老人福祉費	2,177,618	7,560	2,185,178				7,560	18. 負担金、補助及び交付金	7,560	補助金 7,560 医療・福祉施設等支援給付金 7,560		
20. 障害者福祉費	1,555,618	1,680	1,557,298				1,680	18. 負担金、補助及び交付金	1,680	補助金 1,680 医療・福祉施設等支援給付金 1,680		
計	4,902,250	312,667	5,214,917				312,667					

(款) 15. 民生費

(項) 10. 児童福祉費

5. 児童福祉総務費	677,082	83,370	760,452				83,370	3. 職員手当等	434	時間外勤務手当 434
								10. 需用費	107	消耗品費 23 印刷製本費 84
										11. 役員費

								12. 委託料	1,402	委託料	1,402
										電算システム改修業務委託料	1,402
								18. 負担金、補助及び交付金	79,870	補助金	79,870
										子育て応援特別給付金	79,500
										医療・福祉施設等支援給付金	370
10. 児童措置費	571,996	468	572,464				468	22. 償還金、利子及び割引料	468	返還金	468
										児童手当国県負担金返還金	468
15. 保育所費	855,514	300	855,814				300	18. 負担金、補助及び交付金	300	補助金	300
										医療・福祉施設等支援給付金	300
22. こども園費	797,074	240	797,314				240	18. 負担金、補助及び交付金	240	補助金	240
										医療・福祉施設等支援給付金	240
30. ひとり親家庭等福祉費	214,641	12,200	226,841	12,200				3. 職員手当等	155	時間外勤務手当	155
				県補				10. 需用費	44	消耗品費	23
				12,200						印刷製本費	21
								11. 役務費	200	通信運搬費	65
										郵送料	65
										手数料	135
										口座振込手数料	135
								12. 委託料	801	委託料	801
										電算システム改修業務委託料	801
								18. 負担金、補助及び交付金	11,000	補助金	11,000
										ひとり親世帯生活支援特別給付金	11,000
計	3,171,870	96,578	3,268,448	12,200			84,378				

(款) 20. 衛生費

(項) 5. 保健衛生費

5. 保健衛生総務費	532,348	7,695	540,043				7,695	18. 負担金、補助及び交付金	7,695	補助金	7,695
										医療・福祉施設等支援給付金	7,695
計	1,138,053	7,695	1,145,748				7,695				

(款) 50. 教育費

(項) 20. 幼稚園費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	市債	その他					
5. 幼稚園管理費	363,434	60	363,494				60	18. 負担金、補助及び交付金	60	補助金 医療・福祉施設等支援給付金	60 60
計	363,434	60	363,494				60				

## 2. 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考				
		報 酬	給 料	職員手当	計							
補 正 後	381 / (478)	822,750	1,531,373	1,309,017	3,663,140	661,086	4,324,226					
補 正 前	381 / (478)	822,750	1,531,373	1,308,428	3,662,551	661,086	4,323,637					
比 較	/			589	589		589					

※ 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員について外書き

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備 考
	補 正 後	35,307	18,268	26,341	121,304	607	23,848	907,287	19,565	786	155,237	467	
	補 正 前	35,307	18,268	26,341	120,715	607	23,848	907,287	19,565	786	155,237	467	
	比 較				589								

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考				
		報 酬	給 料	職員手当	計							
補 正 後	380 / (4)		1,527,952	1,033,627	2,561,579	497,082	3,058,661					
補 正 前	380 / (4)		1,527,952	1,033,038	2,560,990	497,082	3,058,072					
比 較	/			589	589		589					

※ 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員について外書き

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備 考
	補 正 後	35,307	18,268	26,275	121,041	607	23,848	632,543	19,565	786	154,920	467	
	補 正 前	35,307	18,268	26,275	120,452	607	23,848	632,543	19,565	786	154,920	467	
	比 較				589								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分		
職員手当	589	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	589	

議案第2号

さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年1月14日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号。以下「病院給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）にあっては、これに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）第17条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、前2条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された

職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	296,000
2	344,000
3	392,000
4	440,000
5	492,000
6	555,000
7	634,000
8	740,000
9	864,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、当該特定任期付職員が従事する業務に応じた規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その者の給料月額を別に定めることができる。ただし、市長以外の任命権者が別に定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第12条及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条第2項並びに第27条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又はさぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年さぬき市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職

員」と、給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(特定任期付企業職員の給与の種類及び基準に関する特例)

第9条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員である職員(以下「特定任期付企業職員」という。)の給料については、給料表を別に設けるものとする。

(病院給与条例の適用除外等)

第10条 病院給与条例第3条から第6条まで、第7条及び第10条から第14条までの規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する病院給与条例第15条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「職員」とあるのは「職員又はさぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和7年さぬき市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「職員」とあるのは「職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年さぬき市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「及びさぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和7年さぬき市条例第 号)第4条」を加える。

(さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 さぬき市職員の育児休業等に関する条例(平成14年さぬき市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) さぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和7年さぬき市条例第 号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例(平成14年さぬき市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第18条第1項」の次に「及びさぬき市一般職の任期付職員

の採用等に関する条例（令和7年さぬき市条例第 号）第4条」を加える。

（さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を「若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又はさぬき市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年さぬき市条例第 号）第4条」に改める。